

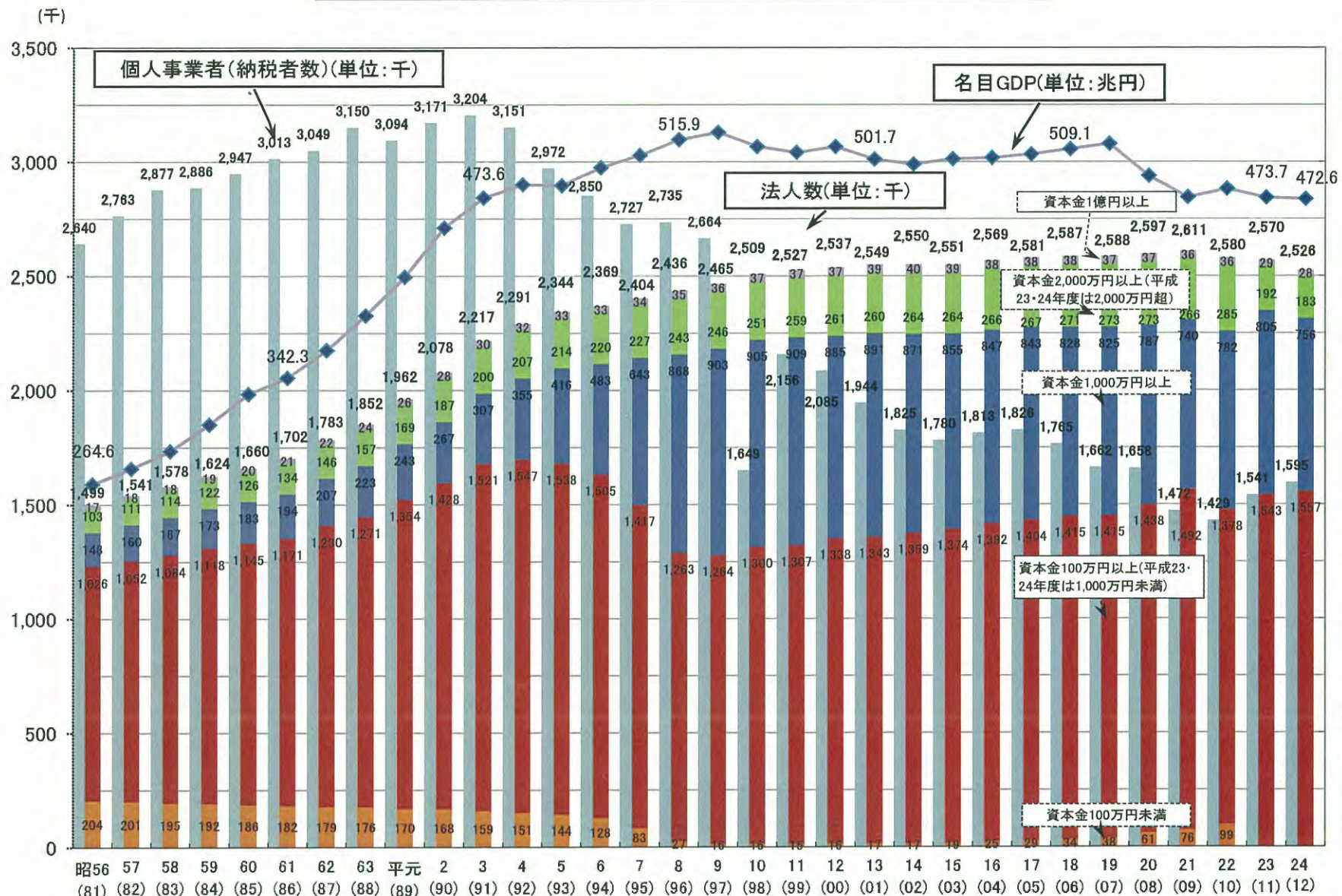
平 26 . 5 . 9
法 D 5 - 3

参 考 資 料

平成 26 年 5 月 9 日 (金)

財 務 省

資本金階級別法人数・個人事業主数の推移



(備考)法人数(全体)には連結法人を含む。
 (出所)会社標本調査、申告所得税標本調査(国税庁)、国民経済計算(内閣府)

(年(度)分)

中小企業者等の法人税率の特例

【経緯・現状】

- 平成19年8月のいわゆるサブプライム危機に端を発し、平成20年9月のリーマン・ブラザーズ・ショックを契機として、世界の金融資本市場が混乱に陥り、日本経済においても、景気の下局面が長期化・深刻化するおそれが高まっていた。
このような中で、平成20年10月に「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）が決定され、税制における対応として「中小企業に対する軽減税率の時的引下げ」が盛り込まれた。これを受け、平成21年度改正で税率を引下げ。
- 平成23年度改正において、基本税率の引下げ(30%⇒25.5%)にあわせて、軽減税率を引下げ(18%⇒15%)
- 適用件数662,012件、減収額961億円程度(24年度)（普通法人及び人格のない社団等に係る部分）
※ 上記の減収額は租税特別措置に基づくもの。別途、法人税法による軽減税率の減収額が1,816億円ある（軽減されている税率割合に基づいて試算）。

【制度の概要】

- 中小企業者等については、法人税法において軽減税率が設けられているところ。
本税制は、租税特別措置法により、更なる税率の軽減を行うもの。
- 具体的には、現行の法人税法による軽減税率は19%（基本税率は25.5%）。
租税特別措置法によってこれを更に15%まで軽減（いずれも所得年800万円以下の部分）

（注）本措置における中小企業者等とは、次に掲げる法人をいう。

- ① 普通法人のうち資本金の額が1億円以下であるもの若しくは資本を有しないもの（イ・ロの法人等を除く。）
又は人格のない社団等
イ 相互会社
ロ 大法人（資本金の額が5億円以上である法人等）との間にその大法人による完全支配関係がある法人
- ② 一般社団法人等又はみなし公益法人等
- ③ 公益法人等（②を除く。）又は協同組合等
- ④ 特定の医療法人

⇒ 軽減税率による1法人あたり(所得年800万円以下部分)の税負担軽減効果(国税)は最大84万円。
うち法人税法による軽減分は52万円、租税特別措置法による軽減分は最大32万円。

中小企業投資促進税制について（その1）

【経緯・現状】

- 平成10年度に「総合経済対策」により民間投資を促進するための措置として創設することとされた。
- その後、対象資産に係る取得価額要件の緩和（平成14年度改正で機械装置230万円→160万円）や、対象資産の範囲の拡大（平成18年度改正で一定のソフトウェア等、平成24年度改正で一定の測定工具、試験又は測定機器等を追加）等の拡充。
- 平成26年度改正で、中小企業投資促進税制について、特定生産性向上設備等については、即時償却又は税額控除（7%又は10%）ができるよう拡充。
- （特別償却）適用件数24,342件、減収額419億円程度（24年度）
（税額控除）適用件数18,479件、減収額132億円程度（24年度）

【制度の概要】

中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人のみ。1年繰越可）ができる。

（特定機械装置等）

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

①～③の特定機械装置等が、生産性の向上につながる設備投資（特定生産性向上設備等）である場合には、以下の特別償却又は税額控除

資本金区分	
3,000万円超 1億円以下	即時償却 又は 7%税額控除
3,000万円以下	即時償却 又は 10%税額控除

（注）本措置における中小企業者等とは、次に掲げる法人をいう。

- ① 中小企業者（イ・ロに掲げる法人をいう。）
 - イ 資本金の額が1億円以下の法人のうち、次に掲げる法人以外の法人
 - (イ) 発行済株式総数の1/2以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
 - (ロ) 発行済株式総数の2/3以上が大規模法人の所有に属している法人
 なお、大規模法人とは、資本金の額が1億円を超える法人等をいう。
 - ロ 資本を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ② 農業協同組合、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合、内航海運組合、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、森林組合 等

中小企業投資促進税制について(2)

特別償却

所得階級別及び資本金階級別の適用状況(単位:件、百万円)

所得階級	所得階級別		資本金階級	資本金階級別	
	件数	適用金額		件数	適用金額
0円又は欠損	6,049	57,308	1,000万円以下	11,896	67,194
100万円以下	1,234	4,880	3,000万円以下	5,856	54,201
800万円以下	4,369	22,074	5,000万円以下	3,655	43,896
1,000万円以下	793	5,236	1億円以下	2,865	61,357
5,000万円以下	6,166	45,111	3億円以下	18	103
1億円以下	2,192	22,686	5億円以下	8	214
10億円以下	3,307	55,085	10億円以下	15	186
100億円以下	226	15,115	100億円以下	27	1,006
100億円超	6	674	100億円超	2	12
合計	24,342	228,169	合計	24,342	228,169

税額控除

所得階級別及び資本金階級別の適用状況(単位:件、百万円)

所得階級	所得階級別		資本金階級	資本金階級別	
	件数	適用金額		件数	適用金額
0円又は欠損	0	0	1,000万円以下	12,078	5,768
100万円以下	1,752	47	3,000万円以下	5,852	5,830
800万円以下	6,019	811	5,000万円以下	135	286
1,000万円以下	911	233	1億円以下	67	146
5,000万円以下	6,106	3,549	3億円以下	51	27
1億円以下	1,751	2,217	5億円以下	21	37
10億円以下	1,838	5,152	10億円以下	40	45
100億円以下	99	1,064	100億円以下	226	877
100億円超	3	95	100億円超	9	154
合計	18,479	13,168	合計	18,479	13,168

(注)本措置の適用対象には、一定の協同組合等が含まれていることから、資本金階級1億円超(税額控除については3,000万円超)の各欄にも計数が記載されている。

(出典)租税特別措置の適用実態調査報告書(24年度)

中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

【経緯・現状】

- 平成15年度改正において、中小企業に対する研究開発税制の拡充（税額控除割合の引上げ等）等の中小企業の経営基盤を強化する改正が行われ、本制度もその一環として創設。
- 平成18年度改正において、対象資産の取得価額の合計額300万円までを上限とする改正。
- 適用件数431,038件、減収額242億円程度（24年度）

【制度の概要】

取得価額30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）の取得等をした場合には、取得時に全額損金算入ができる。

(注) 本措置における中小企業者等は、
中小企業投資促進税制(前掲)の対象と同様。

所得階級別及び資本金階級別の適用状況(単位:件、百万円)

所得階級	所得階級別		資本金階級	資本金階級別	
	件数	適用金額		件数	適用金額
0円又は欠損	207,040	87,593	1,000万円以下	334,542	161,955
100万円以下	42,637	17,067	3,000万円以下	60,095	42,474
800万円以下	87,875	46,252	5,000万円以下	22,254	20,886
1,000万円以下	10,924	7,156	1億円以下	13,205	15,813
5,000万円以下	56,769	46,982	3億円以下	348	236
1億円以下	12,546	15,187	5億円以下	106	85
10億円以下	12,692	20,780	10億円以下	123	155
100億円以下	542	1,259	100億円以下	332	648
100億円超	13	32	100億円超	33	55
合計	431,038	242,307	合計	431,038	242,307

(注) 本措置の適用対象には、一定の協同組合等が含まれていることから、資本金階級1億円超の各欄にも計数が記載されている。

(出典) 租税特別措置の適用実態調査報告書(24年度)

法人と個人の差異(税制以外)

法人と個人の差異については、税制のほかに、以下のような点が挙げられることがある。

【法人のメリット】

- 信用力確保
- 有限責任
- 代表者について健康保険及び厚生年金保険への加入

【法人のデメリット等】

- × 法人設立に費用が必要。株式会社の場合、例えば以下の費用が必要。
 - ・ 設立登記に係る登録免許税: 資本金の額の1000分の7(15万円に満たないときは15万円)
 - ・ 定款の認証手数料: 5万円(電子定款の場合は不要)
 - ・ 払込保管証明書の発行手数料: 約2.5万円(募集設立の場合)
 - ・ 謄本手数料: 例えば用紙5枚で1,250円
 - ・ 代表者印作成代、印鑑登録証明書代 等
- × 設立手続きが煩雑
- × 会社法に基づく手続きが必要(例: 貸借対照表の公告、株主総会の開催と議事録の備え置き)
- × 税務上求められる帳簿等の事務手続き負担が増加(例: 個人の青色申告者の記帳は簡易簿記の選択ができるが、法人は複式簿記)
そのため、税理士に手続きを依頼する場合は費用が必要となるが、税理士への報酬は一般的に個人事業主より法人の方が高額。

資本金階級別のモデルケースによる税負担(国税・地方税)比較

(単位:千円)

	1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円以下
税引前当期純利益	1,102	6,492	67,939
役員給与	3,847	5,384	8,552
税引前当期純利益+役員給与	4,949	11,876	76,491

法人成りした場合の税負担			
法人課税分	307	1,620	23,525
役員給与に係る所得課税分	275	481	1,160
合計	582	2,101	24,685
[税引前当期純利益+役員給与]に占める税負担率	11.8%	17.7%	32.3%

個人事業主の場合の税負担			
合計	875	3,399	38,472
[税引前当期純利益+役員給与]に占める税負担率	17.7%	28.6%	50.3%

(注) 資本金階級別の「税引前当期純利益」の計数は、法人企業統計(平成24年度)の全産業(金融保険業除く)における1社当たりの平均値である。

資本金階級別の「役員給与」の計数は、法人企業統計(平成24年度)の全産業(金融保険業除く)における1人当たりの平均値である。

上記「税引前当期純利益」を課税所得として、法人課税(法人税、地方法人税、法人事業税及び法人住民税(均等割含む))分を算出。

なお、個人事業主の場合は、「税引前当期純利益」に「役員給与」を加算し、青色申告特別控除や事業主控除等を考慮して、所得課税(所得税、個人事業税及び個人住民税(均等割含む))分を算出。

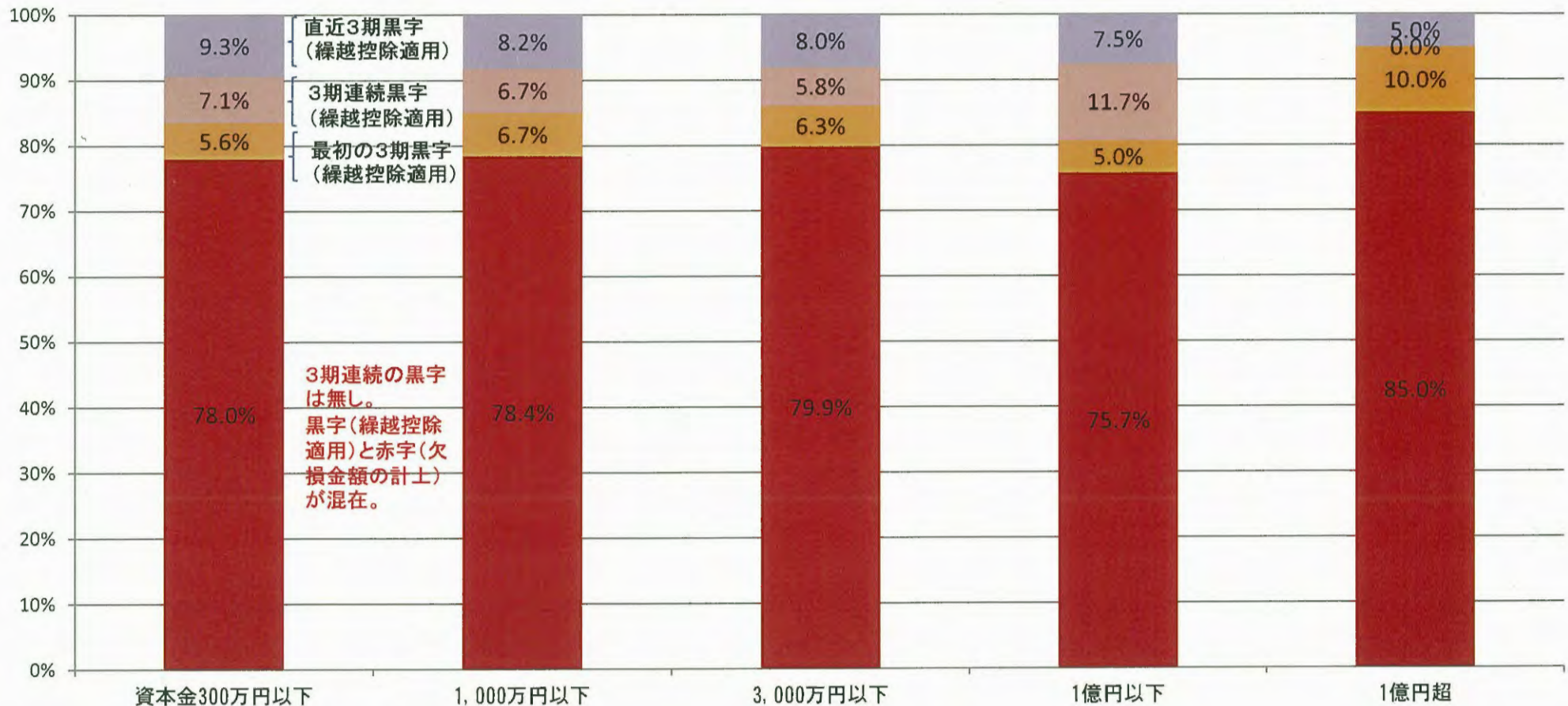
個人の所得課税の計算においては、独身と仮定して各種控除を計算している。

7期欠損(うち3期繰越控除適用)法人の状況

○ 7期全て欠損の法人(注)のうち、4期が欠損金額を計上しており、3期が欠損金繰越控除を適用している法人について分析。

(注) 赤字(欠損金額を計上)の法人及び黒字(欠損金の繰越控除を適用して所得ゼロ)の法人

○ 3期連続で赤字の法人(欠損金の繰越控除を適用)は2割前後であり、約8割の法人は赤字と黒字が混在。



直近3期黒字
(繰越控除適用)

3期連続黒字
(繰越控除適用)

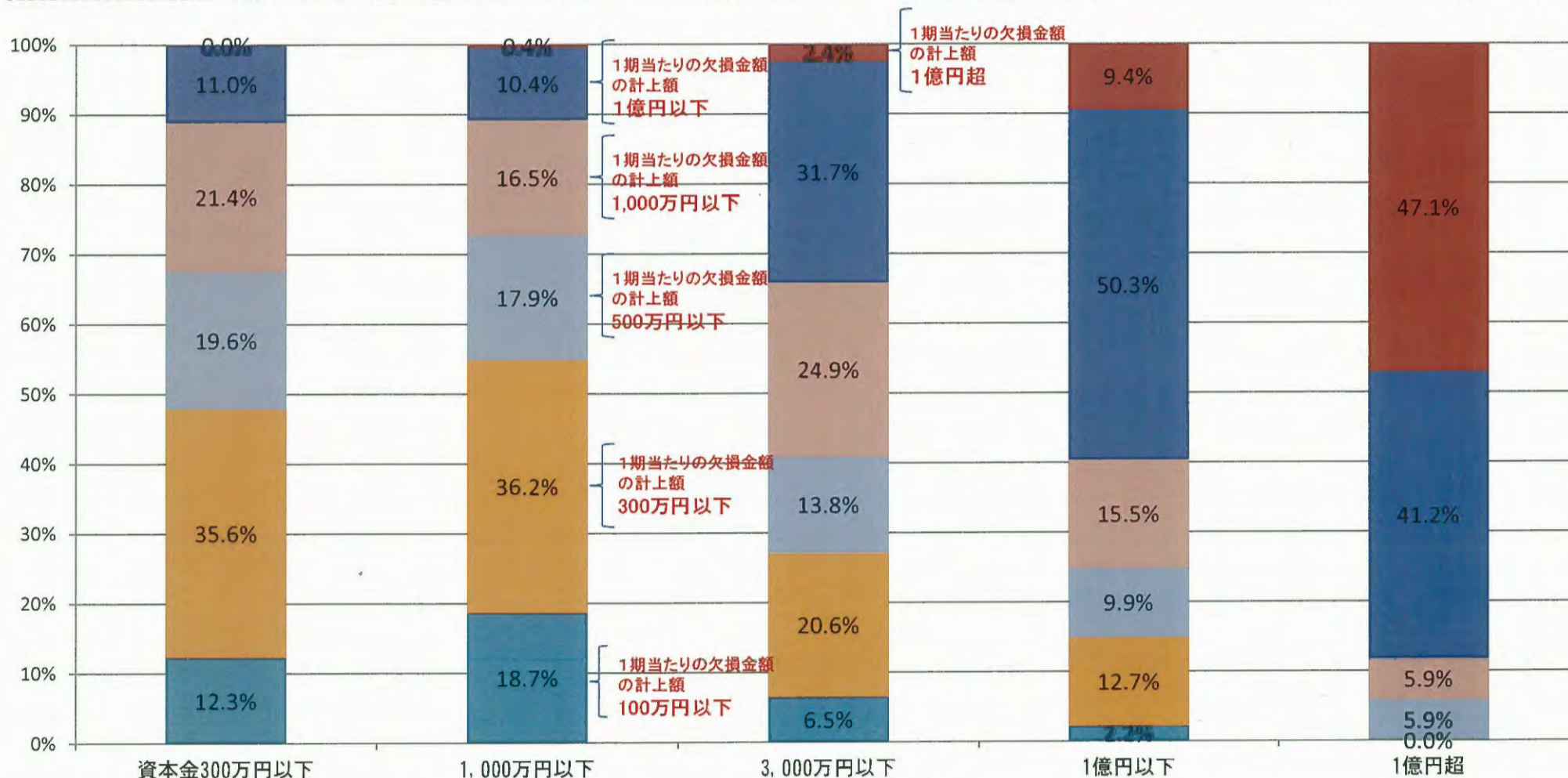
最初の3期黒字
(繰越控除適用)

3期連続の黒字
は無し。
黒字(繰越控除
適用)と赤字(欠
損金額の計上)
が混在。

(出所) 申告書の集計データに基づき財務省により作成

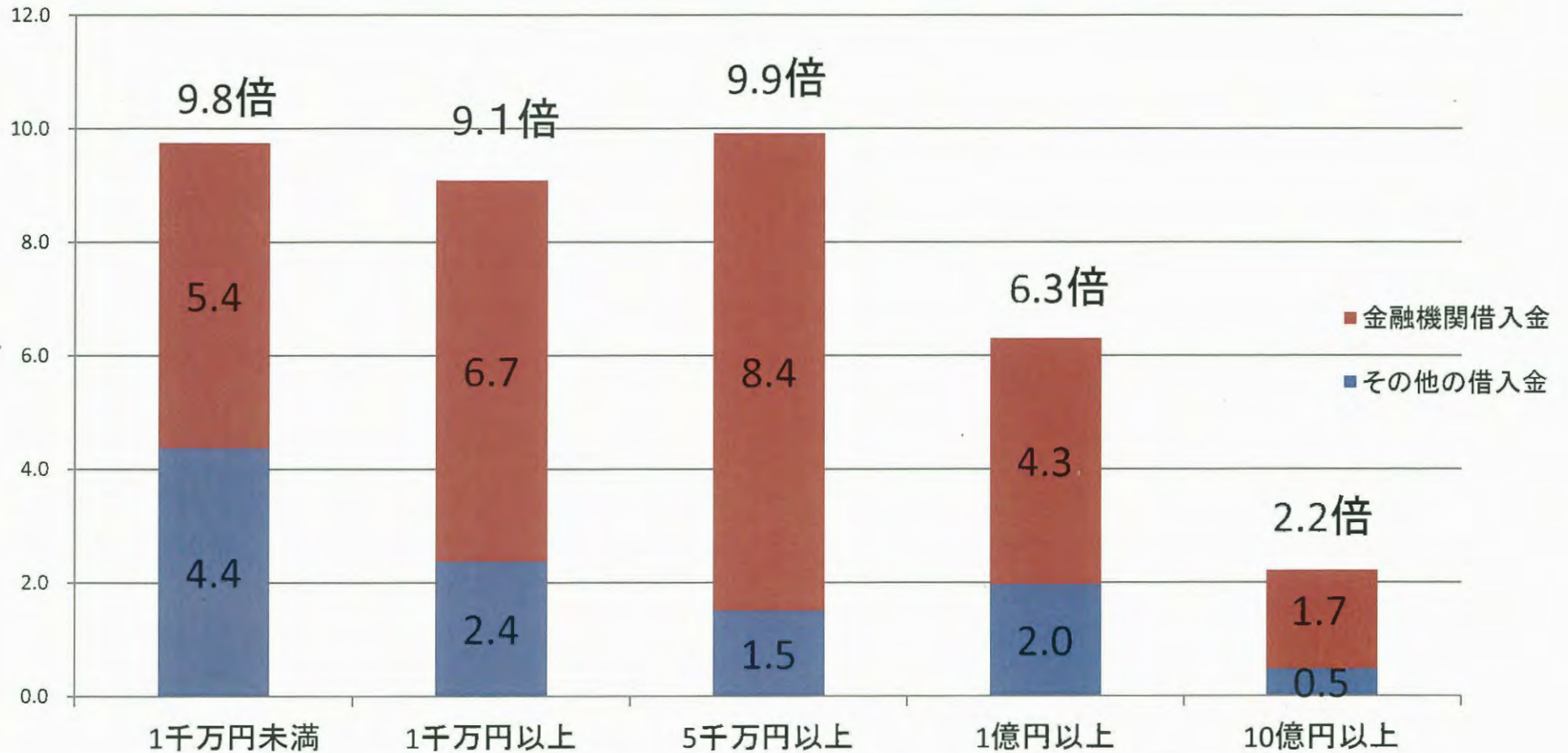
欠損金額の計上、繰越控除の適用を繰り返す法人の1期当たりの欠損規模割合

- 7期欠損(うち3期繰越控除適用)法人のうち、3期連続の黒字(欠損金の繰越控除を適用して所得ゼロ)がない法人(黒字と赤字(欠損金額の計上)が混在)について分析。
- 資本金1,000万円以下の小規模な法人は、1期当たりの欠損金額の計上額が300万円以下の割合が約5割となっている。



(出所) 申告書の集計データに基づき財務省により作成

資本金階級別の負債・資本比率



1社あたり資本金	3.5	14.2	67.8	250.3	14503.7
1社あたりその他の借入金	15.2	33.7	102.5	492.9	6957.7
1社あたり金融機関借入金	18.6	95.0	569.9	1084.9	25100.8

出所：法人企業統計(財務省)

単位：百万円

業種別主要事業者の法人税実質負担率

	建設業	化学工業	機械・電気 機械製造業	輸送用機械 製造業
税引前利益に対する 法人税の割合	12.9%	17.6%	3.3%	5.5%
繰越欠損金控除がないもの とした場合の法人税の割合	16.1%	17.6%	13.2%	14.7%
受取配当益金 不算入による減算	▲ 4.4%	▲ 2.6%	▲ 9.3%	▲ 4.5%
繰越欠損金控除 による減算	▲ 3.2%	▲ 0.1%	▲ 9.9%	▲ 9.2%
租特による減算	▲ 1.0%	▲ 6.1%	▲ 2.2%	▲ 4.1%

	卸売業	不動産業	放送・電信 電話業	金融・保険業
税引前利益に対する 法人税の割合	4.9%	20.1%	15.2%	18.7%
繰越欠損金控除がないもの とした場合の法人税の割合	8.4%	21.4%	15.2%	18.7%
受取配当益金 不算入による減算	▲ 11.3%	▲ 3.1%	▲ 8.3%	▲ 0.8%
繰越欠損金控除 による減算	▲ 3.4%	▲ 1.3%	▲ 0.0%	▲ 0.0%
租特による減算	▲ 0.4%	▲ 0.2%	▲ 0.8%	▲ 0.9%

(注) 1. 財務諸表上の法人税等を税引き前利益で除して表される税負担率は、

- ① 海外子会社が外国政府に支払った外国税額を含むこと、
 - ② 税務上連結対象とはならない会計上の関連会社の赤字が税引き前利益を圧縮させること、
 - ③ 法人住民税や事業税を含むこと、
- などから、上記負担率と異なる。

2. 上記の計数は国税のみであり、地方税（住民税、事業税）は含まない。

3. 上記は業種（注4）ごとに一定条件（注5）の下で抽出した5社のデータを合算集計し、財務省において作成したもの。

4. 卸売業には、各種商品卸売業や総合商社などを含む。

5. 平成25年3月期決算法人のうち、税引前利益が黒字かつ有所得申告であるものの、売上金額上位5社。